

令和 7 年第 3 回（ 9 月）

川 口 市 議 会 定 例 会

一 般 議 案

令和7年第3回（9月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第149号	川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第150号	川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例……………	2
議案第151号	川口市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例……………	5
議案第152号	川口市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例……………	9
議案第153号	川口市事務手数料条例の一部を改正する条例……………	4 1
議案第154号	川口市戸籍法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例……………	4 2
議案第155号	川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例……………	4 4
議案第156号	川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例……………	4 6
議案第157号	川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	4 8
議案第158号	川口市立学校設置条例の一部を改正する条例……………	4 9
議案第159号	川口市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例……………	5 0
議案第160号	川口市学校給食条例の一部を改正する条例……………	5 1
議案第161号	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例……………	5 2
議案第162号	川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例……………	5 4
議案第163号	川口市水道事業給水条例の一部を改正する条例……………	5 5
議案第164号	川口市下水道条例の一部を改正する条例……………	5 8
議案第165号	工事請負契約の締結について（道合神戸住宅E棟給水管改修工事）……………	6 0
議案第166号	工事請負契約の締結について（根岸公民館改築工事）……………	6 1

議案第 1 6 7 号	工事請負契約の変更契約の締結について（（仮称）神根総合運動公園雨水貯留施設整備工事（その 1）（ゼロ債務））……	6 2
議案第 1 6 8 号	工事請負契約の変更契約の締結について（（仮称）神根総合運動公園雨水貯留施設整備工事（その 2）（ゼロ債務））……	6 3
議案第 1 6 9 号	財産の取得について（G I G A スクール端末）……………	6 4
議案第 1 7 0 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	6 5
議案第 1 7 1 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	6 6
議案第 1 7 2 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	6 7
議案第 1 7 3 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	6 8
議案第 1 7 4 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	6 9
議案第 1 7 5 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	7 0
議案第 1 7 6 号	訴えの提起について（奨学資金貸付金回収金の請求）……………	7 1
議案第 1 7 7 号	訴えの提起について（奨学資金貸付金回収金の請求）……………	7 2
議案第 1 7 8 号	訴えの提起について（奨学資金貸付金回収金の請求）……………	7 3
議案第 1 7 9 号	訴えの提起について（市営住宅の明渡し等の請求）……………	7 4
議案第 1 8 0 号	調停の申立てについて……………	7 5
議案第 1 8 1 号	市道路線の認定について（南平第 2 8 5 － 1 号線）……………	7 6
議案第 1 8 2 号	市道路線の廃止について（鳩ヶ谷第 9 0 3 0 号線）……………	7 7
議案第 1 8 3 号	令和 6 年度川口市一般会計及び各種特別会計決算認定について……………	7 8
議案第 1 8 4 号	令和 6 年度川口市水道事業会計決算認定について……………	7 9
議案第 1 8 5 号	令和 6 年度川口市下水道事業会計決算認定について……………	8 0
議案第 1 8 6 号	令和 6 年度川口市病院事業会計決算認定について……………	8 1
議案第 1 8 7 号	川口市教育委員会教育長の任命同意について……………	8 2
議案第 1 8 8 号	川口市教育委員会委員の任命同意について……………	8 3
議案第 1 8 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	8 4

議案第 149 号

川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例（平成 5 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 10 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 13 条中「28 円 35 銭」を「30 円 73 銭」に、「586, 905 円」を「609, 690 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される川口市議会議員及び川口市長の選挙について適用し、この条例の施行の日前にその期日を告示された川口市議会議員及び川口市長の選挙については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 150 号

川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項及び第 4 項中「含む。」の次に「第 18 条の 2 第 1 項第 3 号を除き、」を加える。

第 15 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 18 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 18 条の次に次の 3 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 18 条の 2 任命権者は、川口市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 7 号）第 24 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3）川口市職員の育児休業等に関する条例第 24 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第１８条の３ 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第１８条の４ 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第１８条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、同日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 151 号

川口市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(川口市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 川口市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第 2 項の」を「から第 3 項まで及び第 5 項の」に改める。

第 20 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第 21 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 21 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 21 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 21 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第23条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずると任命権者が認める事情とする。

第22条第1項中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。次項において同じ。)」を加える。

第23条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第23条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

本則に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「養育するため1日の勤務時間の」の次に「全部又は」を加える。

(川口市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 川口市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「養育するため1日の勤務時間の」の次に「全部又は」を加える。

(川口市医療センター企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 川口市医療センター企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「養育するため1日の勤務時間の」の次に「全部又は」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の川口市職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは

「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

令和７年９月３日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 1 5 2 号

川口市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(川口市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 川口市職員の旅費に関する条例（昭和 4 2 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「転任を」を「新たに採用された職員（市の要請に応じて国又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となったものその他市長が特に必要と認める職員に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行（内国旅行に限る。以下この号において同じ。）をし、又は転任を」に、「へ旅行する」を「に旅行をする」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 1 号の次に次の 3 号を加える。

- (2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。次号において同じ。）における旅行をいう。
- (3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (4) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（出張命令権者等（第 4 条第 1 項に規定する出張命令権者等をいう。以下この号において同じ。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者等が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所、居所その他出張命令権者等が認める場所を離れて旅行することをいう。

第 2 条第 1 項に次の 2 号を加える。

- (6) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

第 2 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 3 条を次のように改める。

(旅費の支給)

- 第3条 職員が出張又は赴任（以下「出張等」という。）をした場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。
- 2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。
- (1) 職員が出張等のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員
 - (2) 職員が出張等のための内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
 - (3) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員
 - (4) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
- 3 職員が前項第1号又は第3号に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として出張をした場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定にかかわらず、1の旅行区間の距離が1.4キロメートル未満の旅行については、当該各項の規定による旅費は、支給しない。ただし、特別の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により同条第1項に規定する出張命令等の変更（取消しを含む。同条第3項及び第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、出張等のための旅行中に天災その他規則で定める事情により概算払を受け

た旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

第4条第1項を次のように改める。

出張等は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は出張の依頼を行う者（以下「出張命令権者等」という。）の発する出張等の命令又は出張の依頼（以下「出張命令等」という。）によって行われなければならない。

第4条第2項中「任命権者等」を「出張命令権者等」に、「によっては、」を「によっては」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 出張命令権者等は、既に発した出張命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による当該出張命令等を受けた者の申請に基づき、その変更をすることができる。

第4条第4項中「及び出張命令簿等の様式」を削り、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

- 4 出張命令権者等は、出張の命令若しくは依頼を行い、又はその変更をするときは、出張命令簿又は出張依頼簿（以下この条において「出張命令簿等」という。）に規則で定める事項を記載し、これを当該出張の命令又は依頼を受ける者に提示して行わなければならない。ただし、出張命令簿等に当該事項を記載するいとまがない場合は、この限りでない。
- 5 出張命令権者等は、前項ただし書の規定により出張命令簿等の記載をしなかった場合には、速やかに出張命令簿等に同項に規定する事項を記載しなければならない。
- 6 第4項本文の規定にかかわらず、市内へのお出張の場合には、出張命令権者等は、口頭により出張の命令若しくは依頼を行い、又は変更をすることができる。
- 第5条を次のように改める。

（出張命令等に従わない出張等）

第5条 出張をする者及び赴任をする者（以下「出張者等」という。）は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（前条第3項の規

定により変更を受けた出張命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って出張等を行うことができない場合には、あらかじめ出張命令権者等に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

2 出張者等は、前項の規定による出張命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令等に従わないで出張等をした後、速やかに出張命令権者等に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

3 出張者等が、前2項の規定による出張命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、出張命令等に従わないで出張等をしたときは、当該出張者等は、出張命令等に従った限度の出張等に対する旅費のみの支給を受けることができる。

第6条中「旅費は」の次に「、出張等に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第20条までに規定する種目及び内容に基づき」を加え、同条ただし書中「公務」を「公務上」に、「災害」を「天災」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする出張者等及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者等でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な資料を添えて、当該旅費の支出又は支払をする者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

第7条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定する旅費の支出又は支払をする者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

第7条に次の1項を加える。

4 第1項に規定する必要な資料の種類、請求書の記載事項、第2項及び前項に規定する期間その他必要な事項は、規則で定める。

第8条から第19条までを次のように改める。

(旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容は、次条から第20条までに定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

3 第1項第2号に掲げる急行料金、同項第4号に掲げる座席指定料金及び同項第5号に掲げる特別車両料金は、路程が200キロメートル以上の出張等について、同一列車の乗車区間が30キロメートル以上となる場合に限り支給する。ただし、出張命令権者等が緊急を要すると認める場合は、この限りでない。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）

を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動するときは、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された航空機により長時間にわたる移動として規則で定めるもの（以下この項において「特定航空移動」という。）をするときは、最上級（運賃の等級が3以上に区分された航空機により特定航空移動をする場合は、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外の交通手段を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 その他の交通費は、陸路（鉄道を除く。）旅行において、徒歩により移動するものとした場合の距離が1.4キロメートル以上となる場合（市長が別に定める場合を除く。）に支給する。ただし、特別の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、出張等のための旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜につき、内国旅行にあつては19,000円とし、外国旅行にあつては別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る前条に規定する宿泊費の額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う出張等に必要なる諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たりの定額とし、内国旅行にあつては2,400円とし、

外国旅行にあつては別表のとおりとする。

- 2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の2分の1の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 零

- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、内国旅行にあつては2,400円とし、外国旅行にあつてはその移動の到着地に応じ、別表のとおりとする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、これを支給しない。

（転居費）

- 第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項各号に掲げる場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合 複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 赴任をする者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合 当該運送に要する額（その額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額）を転居費の額とする方法

- 2 前項の算定に当たっては、市費による支給が適当でない費用として市長が別に定めるものを除くものとする。

- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合 家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当並びに着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に掲げる場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合 同号の規定に準じて算定した額

2 出張命令権者等は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

第23条を第28条とする。

第22条中「職員等が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して出張等をした」を「出張者等が市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「により、」を「により」に、「著しく」を「不当に」に、「超える旅費」を「超えた旅費」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、出張者等がこの条例の規定による旅費により出張等をするのが当該出張等における特別の事情により又は当該出張等の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

第 2 2 条を第 2 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(旅費の返納)

第 2 7 条 市長は、出張者等がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

第 2 1 条の見出し中「職員以外の者」を「証人等」に改め、同条中「職員以外の者について、第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 4 項」に改め、同条を第 2 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第 2 5 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第 9 条第 1 項各号、第 1 0 条第 1 項各号、第 1 1 条第 1 項各号及び第 1 2 条第 1 項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第 6 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 6 条、第 1 3 条、第 1 4 条、第 1 6 条、第 1 7 条、第 1 8 条第 1 項及び第 1 9 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第 2 0 条中「出張した」を「出張をした」に、「前各条」を「第 9 条から前条まで」に改め、同条を第 2 1 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(退職者等の旅費)

第 2 2 条 第 3 条第 2 項第 1 号又は第 3 号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張等の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第23条 第3条第2項第2号又は第4号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張等の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項に規定する旅費の支給を受ける遺族の順位は、第2条第7号に掲げる順序による。

第19条の次に次の1条を加える。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第4号に掲げる場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、930,000円とする。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第13条、第15条関係）

地域	国名	宿泊費	宿泊手当
アジア	インド	23,000円	4,800円
	インドネシア	18,000円	4,500円
	カンボジア	21,000円	5,400円
	シンガポール	34,000円	5,400円
	スリランカ	22,000円	5,400円
	タイ	20,000円	5,400円
	大韓民国	26,000円	5,400円
	中華人民共和国	32,000円	5,100円
	ネパール	15,000円	5,100円
	パキスタン	32,000円	5,400円
	バングラデシュ	17,000円	5,400円
	東ティモール	17,000円	5,400円
	フィリピン	22,000円	5,400円
	ブルネイ	20,000円	5,400円
	ベトナム	15,000円	4,800円
	マレーシア	15,000円	5,100円

	ミャンマー	1 7, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	モルディブ	4 7, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	モンゴル	2 4, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	ラオス	1 7, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	その他の国	1 7, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
大洋州	オーストラリア	2 9, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	キリバス	2 5, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	サモア	2 5, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	ソロモン	2 5, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	トンガ	2 5, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	ニュージーランド	2 7, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	バヌアツ	2 5, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	パプアニューギニア	3 8, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	パラオ	2 5, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	フィジー	4 0, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	マーシャル	2 5, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	ミクロネシア	2 5, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	その他の国	2 5, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
北米	アメリカ合衆国	5 9, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	カナダ	4 9, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	その他の国	3 6, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
中南米	アルゼンチン	2 5, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	ウルグアイ	2 0, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	エクアドル	2 7, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	エルサルバドル	2 7, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	キューバ	1 4, 0 0 0 円	4, 8 0 0 円
	グアテマラ	2 2, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	コスタリカ	3 2, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	コロンビア	1 8, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円

	ジャマイカ	4 4, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	チリ	2 6, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	ドミニカ共和国	3 4, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	トリニダード・トバゴ	4 0, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	ニカラグア	1 4, 0 0 0 円	4, 8 0 0 円
	ハイチ	3 3, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	パナマ	2 3, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	パラグアイ	2 2, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	バルバドス	4 7, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	ブラジル	2 0, 0 0 0 円	3, 9 0 0 円
	ベネズエラ	3 1, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	ペルー	2 0, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	ボリビア	1 3, 0 0 0 円	4, 5 0 0 円
	ホンジュラス	2 9, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	メキシコ	1 9, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	その他の国	1 4, 0 0 0 円	4, 8 0 0 円
欧州	アイスランド	4 9, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	アイルランド	3 6, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	アゼルバイジャン	2 5, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	アルバニア	1 6, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	アルメニア	2 7, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	イタリア	3 1, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	ウクライナ	2 1, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	ウズベキスタン	2 5, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	英国	4 4, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	エストニア	2 0, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	オーストリア	2 4, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	オランダ	2 5, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	カザフスタン	2 3, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円

北マケドニア	2 1, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
キプロス	3 3, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ギリシャ	2 8, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
キルギス	1 5, 0 0 0 円	5, 1 0 0 円
クロアチア	2 2, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ジョージア	2 1, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
スイス	3 8, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
スウェーデン	3 0, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
スペイン	3 4, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
スロバキア	2 2, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
スロベニア	2 3, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
セルビア	2 5, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
タジキスタン	2 8, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
チェコ	1 9, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
デンマーク	3 4, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ドイツ	2 5, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
トルクメニスタン	2 1, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ノルウェー	3 2, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
バチカン	2 1, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ハンガリー	2 1, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
フィンランド	2 7, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
フランス	3 8, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ブルガリア	2 0, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ベラルーシ	2 6, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ベルギー	3 4, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ポーランド	1 8, 0 0 0 円	5, 1 0 0 円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1 8, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ポルトガル	2 8, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
モルドバ	2 0, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円

	ラトビア	1 8, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	リトアニア	1 8, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	ルーマニア	2 1, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	ルクセンブルク	3 5, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	ロシア	2 1, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	その他の国	2 1, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
中東	アフガニスタン	2 3, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	アラブ首長国連邦	3 0, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	イエメン	2 3, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	イスラエル	3 7, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	イラク	2 3, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	イラン	2 3, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	オマーン	1 5, 0 0 0 円	5, 1 0 0 円
	カタール	1 7, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	クウェート	2 4, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	サウジアラビア	4 3, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	シリア	2 3, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	トルコ	2 0, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	バーレーン	2 2, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	ヨルダン	2 1, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	レバノン	2 3, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	その他の国	2 3, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
アフリカ	アルジェリア	3 0, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	アンゴラ	4 7, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	ウガンダ	3 1, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	エジプト	3 2, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	エチオピア	2 4, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	ガーナ	2 9, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
	ガボン	3 2, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円

カメルーン	2 6, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ギニア	2 2, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ケニア	2 6, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
コートジボワール	3 2, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
コンゴ民主共和国	2 2, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ザンビア	3 7, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ジブチ	2 2, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ジンバブエ	1 9, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
スーダン	2 2, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
セーシェル	2 2, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
セネガル	4 0, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
タンザニア	2 3, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
チュニジア	2 9, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ナイジェリア	3 1, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ナミビア	1 7, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ブルキナファソ	2 3, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ベナン	2 7, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ボツワナ	2 3, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
マダガスカル	2 4, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
マラウイ	2 6, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
マリ	4 1, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
南アフリカ共和国	1 8, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
南スーダン	2 2, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
モーリシャス	3 8, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
モーリタニア	2 1, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
モザンビーク	1 9, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
モロッコ	2 0, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
リビア	2 2, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円
ルワンダ	2 9, 0 0 0 円	5, 4 0 0 円

	その他の国	22,000円	5,400円
その他の地域		21,000円	5,400円

(川口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 川口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和42年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（費用弁償）」を付し、同条第1項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当」に、「別表第2のとおり」を「次の各号に掲げる費用弁償の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当 別表第2に定める額
- (2) 宿泊費 別表第3に定める額

第6条を削る。

第7条中「前2条」を「前条」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

職名	種別	費用弁償の額
議長 副議長 議員	鉄道賃	運賃（外国旅行の場合で運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最上級の運賃の額を上限とする。）、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の合計額
	船賃	運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の合計額
	航空賃	運賃（内国旅行の場合で運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級、外国旅行の場合で運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された航空機により移動するときは最上級の直近下位の級）の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及

		びこれらの費用に付随する費用の合計額
	その他の交通費	一般職の職員に支給する旅費の額に相当する額
	包括宿泊費	鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに宿泊費の額の合計額
	宿泊手当	一般職の職員に支給する旅費の額に相当する額
	渡航雑費	
	死亡手当	

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３（第５条関係）

１ 内国旅行

職名	種別	費用弁償の額
議長 副議長 議員	宿泊費（１夜につき）	２７，０００円

２ 外国旅行

職名	種別	費用弁償の額		
		地域	国名	金額
議長 副議長 議員	宿泊費（１夜につき）	アジア	インド	２５，０００円
			インドネシア	２０，０００円
			カンボジア	２３，０００円
			シンガポール	３７，０００円
			スリランカ	２４，０００円
			タイ	２２，０００円
			大韓民国	２９，０００円
			中華人民共和国	３５，０００円
			ネパール	１７，０００円
			パキスタン	３５，０００円
			バングラデシュ	１９，０００円

			東ティモール	1 9, 0 0 0 円
			フィリピン	2 4, 0 0 0 円
			ブルネイ	2 2, 0 0 0 円
			ベトナム	1 7, 0 0 0 円
			マレーシア	1 7, 0 0 0 円
			ミャンマー	1 9, 0 0 0 円
			モルディブ	5 2, 0 0 0 円
			モンゴル	2 6, 0 0 0 円
			ラオス	1 9, 0 0 0 円
			その他の国	1 9, 0 0 0 円
	大洋州		オーストラリア	3 2, 0 0 0 円
			キリバス	2 8, 0 0 0 円
			サモア	2 8, 0 0 0 円
			ソロモン	2 8, 0 0 0 円
			トンガ	2 8, 0 0 0 円
			ニュージーランド	3 0, 0 0 0 円
			バヌアツ	2 8, 0 0 0 円
			パプアニューギニア	4 2, 0 0 0 円
			パラオ	2 8, 0 0 0 円
			フィジー	4 4, 0 0 0 円
			マーシャル	2 8, 0 0 0 円
			ミクロネシア	2 8, 0 0 0 円
			その他の国	2 8, 0 0 0 円
	北米		アメリカ合衆国	6 5, 0 0 0 円
			カナダ	5 4, 0 0 0 円
			その他の国	4 0, 0 0 0 円
	中南米		アルゼンチン	2 8, 0 0 0 円
			ウルグアイ	2 2, 0 0 0 円
			エクアドル	3 0, 0 0 0 円

		エルサルバドル	30,000円
		キューバ	15,000円
		グアテマラ	24,000円
		コスタリカ	35,000円
		コロンビア	20,000円
		ジャマイカ	48,000円
		チリ	29,000円
		ドミニカ共和国	37,000円
		トリニダード・トバゴ	44,000円
		ニカラグア	15,000円
		ハイチ	36,000円
		パナマ	25,000円
		パラグアイ	24,000円
		バルバドス	52,000円
		ブラジル	22,000円
		ベネズエラ	34,000円
		ペルー	22,000円
		ボリビア	14,000円
		ホンジュラス	32,000円
		メキシコ	21,000円
		その他の国	15,000円
	欧州	アイスランド	54,000円
		アイルランド	40,000円
		アゼルバイジャン	28,000円
		アルバニア	18,000円
		アルメニア	30,000円
		イタリア	34,000円
		ウクライナ	23,000円
		ウズベキスタン	28,000円

	英国	4 8, 0 0 0 円
	エストニア	2 2, 0 0 0 円
	オーストリア	2 6, 0 0 0 円
	オランダ	2 8, 0 0 0 円
	カザフスタン	2 5, 0 0 0 円
	北マケドニア	2 3, 0 0 0 円
	キプロス	3 6, 0 0 0 円
	ギリシャ	3 1, 0 0 0 円
	キルギス	1 7, 0 0 0 円
	クロアチア	2 4, 0 0 0 円
	ジョージア	2 3, 0 0 0 円
	スイス	4 2, 0 0 0 円
	スウェーデン	3 3, 0 0 0 円
	スペイン	3 7, 0 0 0 円
	スロバキア	2 4, 0 0 0 円
	スロベニア	2 5, 0 0 0 円
	セルビア	2 8, 0 0 0 円
	タジキスタン	3 1, 0 0 0 円
	チェコ	2 1, 0 0 0 円
	デンマーク	3 7, 0 0 0 円
	ドイツ	2 8, 0 0 0 円
	トルクメニスタン	2 3, 0 0 0 円
	ノルウェー	3 5, 0 0 0 円
	バチカン	2 3, 0 0 0 円
	ハンガリー	2 3, 0 0 0 円
	フィンランド	3 0, 0 0 0 円
	フランス	4 2, 0 0 0 円
	ブルガリア	2 2, 0 0 0 円
	ベラルーシ	2 9, 0 0 0 円

		ベルギー	37,000円
		ポーランド	20,000円
		ボスニア・ヘルツェゴビナ	20,000円
		ポルトガル	31,000円
		モルドバ	22,000円
		ラトビア	20,000円
		リトアニア	20,000円
		ルーマニア	23,000円
		ルクセンブルク	39,000円
		ロシア	23,000円
		その他の国	23,000円
	中東	アフガニスタン	25,000円
		アラブ首長国連邦	33,000円
		イエメン	25,000円
		イスラエル	41,000円
		イラク	25,000円
		イラン	25,000円
		オマーン	17,000円
		カタール	19,000円
		クウェート	26,000円
		サウジアラビア	47,000円
		シリア	25,000円
		トルコ	22,000円
		バーレーン	24,000円
		ヨルダン	23,000円
		レバノン	25,000円
		その他の国	25,000円
	アフリカ	アルジェリア	33,000円
		アンゴラ	52,000円

	ウガンダ	3 4, 0 0 0 円
	エジプト	3 5, 0 0 0 円
	エチオピア	2 6, 0 0 0 円
	ガーナ	3 2, 0 0 0 円
	ガボン	3 5, 0 0 0 円
	カメルーン	2 9, 0 0 0 円
	ギニア	2 4, 0 0 0 円
	ケニア	2 9, 0 0 0 円
	コートジボワール	3 5, 0 0 0 円
	コンゴ民主共和国	2 4, 0 0 0 円
	ザンビア	4 1, 0 0 0 円
	ジブチ	2 4, 0 0 0 円
	ジンバブエ	2 1, 0 0 0 円
	スーダン	2 4, 0 0 0 円
	セーシェル	2 4, 0 0 0 円
	セネガル	4 4, 0 0 0 円
	タンザニア	2 5, 0 0 0 円
	チュニジア	3 2, 0 0 0 円
	ナイジェリア	3 4, 0 0 0 円
	ナミビア	1 9, 0 0 0 円
	ブルキナファソ	2 5, 0 0 0 円
	ベナン	3 0, 0 0 0 円
	ボツワナ	2 5, 0 0 0 円
	マダガスカル	2 6, 0 0 0 円
	マラウイ	2 9, 0 0 0 円
	マリ	4 5, 0 0 0 円
	南アフリカ共和国	2 0, 0 0 0 円
	南スーダン	2 4, 0 0 0 円
	モーリシャス	4 2, 0 0 0 円

		モーリタニア	23,000円
		モザンビーク	21,000円
		モロッコ	22,000円
		リビア	24,000円
		ルワンダ	32,000円
		その他の国	24,000円
	その他の地域		23,000円

(川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例（昭和42年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費）」を付し、同条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当」に、「別表第2のとおり」を「次の各号に掲げる旅費の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当 別表第2に定める額

(2) 宿泊費 別表第3に定める額

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

職名	種別	旅費の額
市長 副市長	鉄道賃	運賃（外国旅行の場合で運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最上級の運賃の額を上限とする。）、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の合計額
	船賃	運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の合計額

航空賃	運賃（内国旅行の場合で運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級、外国旅行の場合で運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された航空機により移動するときは最上級の直近下位の級）の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の合計額
その他の交通費	一般職の職員に支給する旅費の額に相当する額
包括宿泊費	鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに宿泊費の額の合計額
宿泊手当	一般職の職員に支給する旅費の額に相当する額
渡航雑費	
死亡手当	

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第11条関係）

1 内国旅行

職名	種別	旅費の額
市長 副市長	宿泊費（1夜につき）	27,000円

2 外国旅行

職名	種別	旅費の額		
		地域	国名	金額
市長 副市長	宿泊費 （1夜につき）	アジア	インド	25,000円
			インドネシア	20,000円
			カンボジア	23,000円
			シンガポール	37,000円
			スリランカ	24,000円
			タイ	22,000円
			大韓民国	29,000円
			中華人民共和国	35,000円

		ネパール	17,000円
		パキスタン	35,000円
		バングラデシュ	19,000円
		東ティモール	19,000円
		フィリピン	24,000円
		ブルネイ	22,000円
		ベトナム	17,000円
		マレーシア	17,000円
		ミャンマー	19,000円
		モルディブ	52,000円
		モンゴル	26,000円
		ラオス	19,000円
		その他の国	19,000円
	大洋州	オーストラリア	32,000円
		キリバス	28,000円
		サモア	28,000円
		ソロモン	28,000円
		トンガ	28,000円
		ニュージーランド	30,000円
		バヌアツ	28,000円
		パプアニューギニア	42,000円
		パラオ	28,000円
		フィジー	44,000円
		マーシャル	28,000円
		ミクロネシア	28,000円
		その他の国	28,000円
	北米	アメリカ合衆国	65,000円
		カナダ	54,000円
		その他の国	40,000円

中 南 米	アルゼンチン	28,000円
	ウルグアイ	22,000円
	エクアドル	30,000円
	エルサルバドル	30,000円
	キューバ	15,000円
	グアテマラ	24,000円
	コスタリカ	35,000円
	コロンビア	20,000円
	ジャマイカ	48,000円
	チリ	29,000円
	ドミニカ共和国	37,000円
	トリニダード・トバゴ	44,000円
	ニカラグア	15,000円
	ハイチ	36,000円
	パナマ	25,000円
	パラグアイ	24,000円
	バルバドス	52,000円
	ブラジル	22,000円
	ベネズエラ	34,000円
	ペルー	22,000円
	ボリビア	14,000円
	ホンジュラス	32,000円
	メキシコ	21,000円
	その他の国	15,000円
欧州	アイスランド	54,000円
	アイルランド	40,000円
	アゼルバイジャン	28,000円
	アルバニア	18,000円
	アルメニア	30,000円

	イタリア	34,000円
	ウクライナ	23,000円
	ウズベキスタン	28,000円
	英国	48,000円
	エストニア	22,000円
	オーストリア	26,000円
	オランダ	28,000円
	カザフスタン	25,000円
	北マケドニア	23,000円
	キプロス	36,000円
	ギリシャ	31,000円
	キルギス	17,000円
	クロアチア	24,000円
	ジョージア	23,000円
	スイス	42,000円
	スウェーデン	33,000円
	スペイン	37,000円
	スロバキア	24,000円
	スロベニア	25,000円
	セルビア	28,000円
	タジキスタン	31,000円
	チェコ	21,000円
	デンマーク	37,000円
	ドイツ	28,000円
	トルクメニスタン	23,000円
	ノルウェー	35,000円
	バチカン	23,000円
	ハンガリー	23,000円
	フィンランド	30,000円

			フランス	42,000円
			ブルガリア	22,000円
			ベラルーシ	29,000円
			ベルギー	37,000円
			ポーランド	20,000円
			ボスニア・ヘルツェゴビナ	20,000円
			ポルトガル	31,000円
			モルドバ	22,000円
			ラトビア	20,000円
			リトアニア	20,000円
			ルーマニア	23,000円
			ルクセンブルク	39,000円
			ロシア	23,000円
			その他の国	23,000円
	中東		アフガニスタン	25,000円
			アラブ首長国連邦	33,000円
			イエメン	25,000円
			イスラエル	41,000円
			イラク	25,000円
			イラン	25,000円
			オマーン	17,000円
			カタール	19,000円
			クウェート	26,000円
			サウジアラビア	47,000円
			シリア	25,000円
			トルコ	22,000円
			バーレーン	24,000円
			ヨルダン	23,000円
			レバノン	25,000円

	その他の国	2 5, 0 0 0 円
アフリカ	アルジェリア	3 3, 0 0 0 円
	アンゴラ	5 2, 0 0 0 円
	ウガンダ	3 4, 0 0 0 円
	エジプト	3 5, 0 0 0 円
	エチオピア	2 6, 0 0 0 円
	ガーナ	3 2, 0 0 0 円
	ガボン	3 5, 0 0 0 円
	カメルーン	2 9, 0 0 0 円
	ギニア	2 4, 0 0 0 円
	ケニア	2 9, 0 0 0 円
	コートジボワール	3 5, 0 0 0 円
	コンゴ民主共和国	2 4, 0 0 0 円
	ザンビア	4 1, 0 0 0 円
	ジブチ	2 4, 0 0 0 円
	ジンバブエ	2 1, 0 0 0 円
	スーダン	2 4, 0 0 0 円
	セーシェル	2 4, 0 0 0 円
	セネガル	4 4, 0 0 0 円
	タンザニア	2 5, 0 0 0 円
	チュニジア	3 2, 0 0 0 円
	ナイジェリア	3 4, 0 0 0 円
	ナミビア	1 9, 0 0 0 円
	ブルキナファソ	2 5, 0 0 0 円
	ベナン	3 0, 0 0 0 円
	ボツワナ	2 5, 0 0 0 円
	マダガスカル	2 6, 0 0 0 円
	マラウイ	2 9, 0 0 0 円
	マリ	4 5, 0 0 0 円

		南アフリカ共和国	20,000円
		南スーダン	24,000円
		モーリシャス	42,000円
		モーリタニア	23,000円
		モザンビーク	21,000円
		モロッコ	22,000円
		リビア	24,000円
		ルワンダ	32,000円
		その他の国	24,000円
	その他の地域		23,000円

(川口市実費弁償に関する条例の一部改正)

第4条 川口市実費弁償に関する条例（昭和42年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表に定める」を削り、同条第10号中「の規定により読み替えて準用する」を「において準用する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実費弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、川口市職員の旅費に関する条例（昭和42年条例第8号）の規定により職員に支給する旅費の額に相当する額とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(川口市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の川口市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条第1項に規定する出張命令権者等が同項に規定する出張命令等を発する出張等について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の川口市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する任命権者

等が旧条例第3条第3項に規定する出張命令等を発した出張等については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する任命権者等が旧条例第3条第3項に規定する出張命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する出張命令権者等が同条第3項の規定により当該出張命令等を変更する出張等については、新条例の規定は、当該出張等のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該出張等のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に職員が退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に職員が退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

（川口市実費弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 第4条の規定による改正後の川口市実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出頭し、又は参加する者の当該出頭又は参加に係る実費弁償について適用し、施行日前に出頭し、又は参加した者の当該出頭又は参加に係る実費弁償については、なお従前の例による。

（委任）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和7年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 153 号

川口市事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市事務手数料条例（昭和 51 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「200 円」を「400 円」に改め、同項第 2 号中「200 円」を「400 円（キオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）を經由して市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。）により証明書の交付を行う場合にあっては、200 円）」に改め、同項第 3 号及び第 4 号中「200 円」を「400 円」に改め、同項中第 5 号から第 7 号までを削り、第 8 号を第 5 号とし、第 9 号を第 6 号とし、同項第 10 号中「1, 500 円」を「3, 000 円」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 11 号中「200 円」を「400 円」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 12 号中「200 円」を「400 円」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 13 号中「200 円」を「400 円」に改め、同号を同項第 10 号とする。

第 3 条第 1 項第 2 号中「証明は、」の次に「1 年度ごとに、」を加え、「にあっては 2 筆」を「は 1 筆」に、「にあっては 2 棟までを」を「は 1 棟をもって」に改め、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、キオスク端末を利用する方法により申請があった場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 154 号

川口市戸籍法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市戸籍法等関係事務手数料条例（平成 12 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「。次号において同じ」を削り、「1 件」を「閲覧の対象となる者 1 人」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中「200 円」を「400 円（キオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））を経由して市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。）により交付する場合にあっては、200 円）」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号中「200 円」を「400 円（キオスク端末により交付する場合にあっては、200 円）」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 5 号中「200 円」を「400 円」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 6 号中「200 円」を「400 円」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 7 号中「200 円」を「400 円（キオスク端末により交付する場合にあっては、200 円）」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 8 号中「200 円」を「400 円」に改め、同号を同条第 7 号とする。

第 4 条第 1 号及び第 2 号中「200 円」を「400 円」に改め、同条第 3 号中「200 円」を「400 円（キオスク端末により交付する場合にあっては、200 円）」に改める。

第 5 条各号中「200 円」を「400 円」に改める。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、第 3 条第 1 号に掲げる手数料については、閲覧のとき徴収する。

第 7 条に次のただし書を加える。

ただし、キオスク端末を利用する方法により請求又は申請があった場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市戸籍法等関係事務手数料条例第3条第1号及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後に行う住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく閲覧に係る手数料について適用し、同日前に行った同項の規定に基づく閲覧に係る手数料については、なお従前の例による。

令和7年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 155 号

川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等
に関する条例の一部を改正する条例

川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（平成30年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「除く」の次に「。第23条において同じ」を加える。

第22条中「前条」を「前2条」に、「同条」を「各本条」に改め、同条を第24条とする。

第21条の見出しを削り、同条を第22条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第23条 第3条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を経営した者は、300,000円以下の罰金に処する。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第19条 事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 事業者及びその職員は、交付、説明その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 5 6 号

川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和 4 8 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により同項の精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に定める 2 級の障害を有するもの

第 3 条第 1 項第 2 号中「同法」を「障害者総合支援法」に改め、同条第 2 項第 4 号中「前条第 4 号」を「前条第 5 号」に改め、同項第 5 号イ中「（昭和 4 8 年条例第 3 8 号）」を削り、同号ウ中「（平成 4 年条例第 3 5 号）」を削り、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 前条第 4 号に該当する者（同条第 1 号、第 2 号又は第 5 号に該当する者を除く。）であつて、川口市子ども医療費の支給に関する条例（昭和 4 8 年条例第 3 8 号）又は川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成 4 年条例第 3 5 号）に基づき医療費の支給を受けることができるもの（同条例第 6 条第 1 項の規定により医療費が支給されない者を除く。）

第 7 条第 1 項中「第 2 条第 3 号に該当する者（同条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する者を除く。）が医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精神病床に入院したときの当該入院に係る」を「次に掲げる」に、「除く。）の」を「除く。以下この項において同じ。）の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第 2 条第 3 号に該当する者（同条第 1 号、第 2 号又は第 5 号に該当する者を除く。）が医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精神病床に入院したときの当該入院に係る医療費
- (2) 第 2 条第 4 号に該当する者（同条第 1 号、第 2 号又は第 5 号に該当する者を除く。）が障害者総合支援法第 5 8 条第 1 項に規定する指定自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8

年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。
)を受けたときの当該指定自立支援医療に係る医療費以外の医療費

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第2条第4号に該当することにより新たに医療費の助成を受けることができることとなる者に係る川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第4条第1項の規定による受給資格の登録及び同条例第6条第1項の規定による受給者証の交付の手續にあっては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。この場合において、同条例第4条第3項に規定する受給資格の始期は、施行日とする。

令和7年9月3日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 157 号

川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第78号）の一部を次のように改正する。

第18条第6号ただし書中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月20日から施行する。

令和7年9月3日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 158 号

川口市立学校設置条例の一部を改正する条例

川口市立学校設置条例（昭和 39 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。
別表の 3 中学校の表川口市立芝西中学校陽春分校の項を削り、同表に次のように加える。

川口市立芝園学園中学校	川口市芝園町 3 番 18 号
川口市立芝園学園中学校陽春分校	川口市芝園町 3 番 18 号

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 5 9 号

川口市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

川口市放課後児童クラブ条例（昭和 4 1 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「7, 0 0 0 円」を「9, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 160 号

川口市学校給食条例の一部を改正する条例

川口市学校給食条例（平成 22 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「川口市立高等学校附属中学校」を「次に掲げる中学校」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 川口市立高等学校附属中学校
- (2) 川口市立芝園学園中学校
- (3) 川口市立芝園学園中学校陽春分校

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 6 1 号

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 7 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 廃棄物処理手数料の表中

1 0 0 円
2 2 0 円

を

1 5 0 円
3 1 0 円

に改める。

別表第 1 の 2 動物死体処理手数料の表中

1, 1 4 0 円	4, 3 8 0 円
------------	------------

を

5, 6 1 0 円	5, 2 4 0 円
------------	------------

に改める。

別表第 2 法第 7 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の項から法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の項まで及び浄化槽法第 3 5 条第 1 項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の項中「4, 4 0 0 円」を「6, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「新条例」という。）別表第 1 の 1 廃棄物処理手数料の表中市の処理施設に搬入される家庭系廃棄物（特定処理廃棄物を除く。以下同じ。）に係る規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市の処理施設に搬入される家庭系廃棄物に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に市の処理施設に搬入された家庭系廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第 1 の 2 動物死体処理手数料の表の規定は、施行日以後に市の処理施設へ搬入される動物の死体に係る動物死体処理手数料について適用し、施行日

前に市の処理施設へ搬入された動物の死体に係る動物死体処理手数料については、
なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 6 2 号

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市建築基準法等関係事務手数料条例（平成 1 1 年条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

第 4 条の見出し中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 1 0 5 条」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第 1 6 3 条の 5 9」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

第 8 条及び第 9 条中「4 0 0 円」を「6 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 6 3 号

川口市水道事業給水条例の一部を改正する条例

川口市水道事業給水条例（昭和 3 7 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置の工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 1 0 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」の次に「（同項ただし書の規定により給水装置の工事を施行する者を含む。次条第 2 項及び第 3 1 条第 2 項において同じ。）」を加える。

第 2 2 条第 1 項後段を削り、同項の表を次のように改める。

口径 (ミリメートル)	基本料金	従量料金（1 立方メートルにつき）	
		使用水量	料金
1 3	1, 3 3 1 円	1 0 立方メートルまでの分	1 1 円
		1 0 立方メートルを超え 2 0 立方メートルまでの分	2 2 2 円 2 0 銭
2 0	2, 2 1 1 円	2 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートルまでの分	3 5 8 円 6 0 銭
		5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまでの分	4 2 0 円 2 0 銭
2 5	2, 8 8 2 円	1 0 0 立方メートルを超え 2 0 0 立方メートルまでの分	4 7 7 円 4 0 銭
		2 0 0 立方メートルを超える分	5 3 2 円 4 0 銭
3 0	4, 0 3 7 円	1 0 0 立方メートルまでの分	4 2 0 円 2 0 銭
4 0	6, 4 9 0 円	1 0 0 立方メートルを超え 2 0 0 立方メートルまでの分	4 7 7 円 4 0 銭
5 0	1 6, 8 6 3 円	2 0 0 立方メートルを超え 5 0 0 立方メートルまでの分	5 3 4 円 6 0 銭
7 5	3 1, 6 1 4 円		

100	56, 210円	500立方メートルを超え	545円60銭
150	140, 525円	1,000立方メートルまでの分	
200	275, 781円	1,000立方メートルを超える分	594円

第22条第2項後段を削り、同条第3項中「330円」を「420円20銭」に改め、同条第4項中「（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 5 前各項の規定により算定した水道料金の額（第27条第1項本文の規定により2月分の水道料金を徴収する場合にあっては、前各項の規定により算定した各月の水道料金を合算した額）に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第27条第1項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第22条及び第25条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日以後に定例日が到来するものに係る料金は、その使用水量について、この条例による改正前の川口市水道事業給水条例第22条及び第25条第1項の規定により算定した料金の額に前回定例日（施行日の直前の定例日をいう。以下同じ。）の翌日から施行日の前日までの期間の日数を乗じて得た額と、新条例第22条及び第25条第1項の規定により算定した料金の額に施行日から初回定例日（施行日以後の最初の定例日をいう。以下同じ。）までの期間の日数を乗じて得た額の合計額を、前回定例日の翌日から初回定例日までの期間の日数で除して得た額とする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 6 4 号

川口市下水道条例の一部を改正する条例

川口市下水道条例（昭和 4 7 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中「使用料は、」の次に「1 月につき」を加え、同項後段を削り、同項の表を次のように改める。

種別	使用料		
	基本料金	従量料金（1 立方メートルにつき）	
		排除量	金額
一般汚水	1, 1 5 2 円 8 0 銭	1 0 立方メートルまでの分	1 1 円
		1 0 立方メートルを超え 2 0 立方メートルまでの分	1 3 2 円
		2 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートルまでの分	1 5 8 円 4 0 銭
		5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまでの分	1 8 4 円 8 0 銭
		1 0 0 立方メートルを超え 2 0 0 立方メートルまでの分	2 0 9 円
		2 0 0 立方メートルを超え 5 0 0 立方メートルまでの分	2 3 5 円 4 0 銭
		5 0 0 立方メートルを超え 1, 0 0 0 立方メートルまでの分	2 6 1 円 8 0 銭
		1, 0 0 0 立方メートルを超え 2, 5 0 0 立方メートルまでの分	2 9 0 円 4 0 銭
		2, 5 0 0 立方メートルを超える分	3 1 9 円
公衆浴場 汚水（物 価統制令 （昭和 2 1 年勅令 第 1 1 8 号）第 4 条の規定 に基づき 埼玉県知 事が指定 する入浴 料金の統 制額の適 用を受ける公衆浴場から排出される	1 立方メートルにつき		3 1 円 9 0 銭

汚水をいう。)		
---------	--	--

第 11 条に次の 1 項を加える。

- 4 前 2 項の規定により算定した使用料の額（第 14 条第 1 項本文の規定により 2 月分の使用料を徴収する場合にあっては、前 2 項の規定により算定した各月の使用料を合算した額）に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第 12 条第 1 項中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第 3 項中「第 2 号」を「第 1 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市下水道条例（以下「新条例」という。）第 11 条及び第 12 条第 3 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して公共下水道を使用している場合にあっては、施行日以後に定例日が到来するものに係る使用料は、その汚水排除量について、この条例による改正前の川口市下水道条例第 11 条及び第 12 条第 3 項の規定により算定した使用料の額に前回定例日（施行日の直前の定例日をいう。以下同じ。）の翌日から施行日の前日までの期間の日数を乗じて得た額と、新条例第 11 条及び第 12 条第 3 項の規定により算定した使用料の額に施行日から初回定例日（施行日以後の最初の定例日をいう。以下同じ。）までの期間の日数を乗じて得た額の合計額を、前回定例日の翌日から初回定例日までの期間の日数で除して得た額とする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 165 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 道合神戸住宅 E 棟給水管改修工事
- 2 工 事 場 所 川口市大字道合 1 3 2 8 番地の 2
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 2 1 4 , 5 4 4 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 埼玉県川口市中青木 3 丁目 1 9 番 2 4 号
有限会社芝川興業

代表取締役 岩 澤 宏

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 166 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 名 | 根岸公民館改築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 川口市大字安行領根岸 1 2 8 番地ほか地内 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 1, 0 3 8, 6 2 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 埼玉県川口市栄町 3 丁目 1 3 番 1 号 樹モールプラザ 3 階
埼和興産株式会社 |

代表取締役 北 濱 雄 嗣

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 6 7 号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

1 工 事 名 (仮称) 神根総合運動公園雨水貯留施設整備工事 (その 1)
(ゼロ債務)

2 工 事 場 所 川口市木曾呂ほか地内

3 契 約 金 額 変更前 1, 4 9 6, 0 0 0, 0 0 0 円
変更後 1, 6 0 5, 0 5 4, 0 0 0 円

4 契約の相手方 埼玉県川口市柳崎 5 丁目 2 番 3 3 号
中原・邦栄・村石特定建設工事共同企業体

埼玉県川口市柳崎 5 丁目 2 番 3 3 号

中原建設株式会社

代表取締役社長 中 原 誠

埼玉県川口市大字安行吉岡 1 5 7 0 番地 6

邦栄建設株式会社

代表取締役 宮 腰 昇

埼玉県川口市東本郷 1 丁目 9 番 4 7 号

株式会社村石組

代表取締役 村 石 政 彦

上記代表者

中原建設株式会社

代表取締役社長 中 原 誠

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 168 号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 (仮称) 神根総合運動公園雨水貯留施設整備工事 (その 2)
(ゼロ債務)
- 2 工 事 場 所 川口市木曽呂地内
- 3 契 約 金 額 変更前 1, 075, 250, 000 円
変更後 1, 241, 529, 300 円
- 4 契約の相手方 埼玉県川口市大字道合 305 番地
島田・菅・河辺特定建設工事共同企業体

埼玉県川口市大字道合 305 番地

島田建設工業株式会社

代表取締役 島 田 賢 一

埼玉県川口市西川口 3 丁目 7 番 33 号

株式会社菅土木

代表取締役 熊 谷 貴 洋

埼玉県川口市榛松 2 丁目 30 番 15 号

株式会社河辺工務所

代表取締役 河 邊 幸一郎

上記代表者

島田建設工業株式会社

代表取締役 島 田 賢 一

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 6 9 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財 産 の 種 別 | G I G A スクール端末 |
| 2 | 納 入 場 所 | 川口市青木 2 丁目 1 番 1 号 |
| 3 | 納 入 者 | 東京都千代田区外神田 6 丁目 1 5 番 1 2 号
富士電機 I T ソリューション株式会社
代表取締役 及 川 弘 |
| 4 | 数 量 | 1 9 , 2 0 0 台 |
| 5 | 取 得 価 格 | 6 9 8 , 0 1 6 , 0 0 0 円 |

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 170 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

春日部市在住 A 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 171 号

訴えの提起について

学校給食費に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

さいたま市在住 B 氏

C 氏

2 事件の内容

上記の者は、学校給食費について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し学校給食費及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から学校給食費を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 172 号

訴えの提起について

学校給食費に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 D 氏

E 氏

2 事件の内容

上記の者は、学校給食費について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し学校給食費及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から学校給食費を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 173 号

訴えの提起について

一般被保険者返納金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

東京都世田谷区在住 F 氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 174 号

訴えの提起について

一般被保険者返納金及び学校給食費に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 G 氏

H 氏

2 事件の内容

上記、G 氏は、一般被保険者返納金及び学校給食費について、上記、H 氏は、学校給食費について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し一般被保険者返納金並びに学校給食費及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金及び学校給食費を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 175 号

訴えの提起について

児童扶養手当返還金及びひとり親家庭等医療費返還金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 I 氏

2 事件の内容

上記の者は、児童扶養手当返還金及びひとり親家庭等医療費返還金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し児童扶養手当返還金及びひとり親家庭等医療費返還金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から児童扶養手当返還金及びひとり親家庭等医療費返還金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 176 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

神奈川県横浜市在住 J 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 7 7 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

沖縄県中頭郡北谷町在住 K 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 178 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

千葉県習志野市在住 L 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 179 号

訴えの提起について

市営住宅の明渡し等の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 M氏

2 事件の内容

上記の者は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、支払いを求める再三の催告に応じなかった。そこで、市営住宅の明渡しを求めるとともに、滞納家賃等の支払いを求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し物件目録記載の建物の明渡しを求めるもの
- (2) 被告に対し滞納家賃及びこれに係る延滞金並びに明渡しの完了する日までの損害賠償金の支払いを求めるもの
- (3) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (4) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から滞納家賃及び延滞金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

物件目録

市営住宅の名称	飯塚西住宅
所 在	川口市飯塚 4 丁目 5 番 2－204 号 飯塚西住宅
床 面 積	62.00 平方メートル
令和 7 年 9 月 3 日提出	

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 180 号

調停の申立てについて

市有地の占有に関し、調停の申立てを行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、次のとおり議決を求める。

1 相手方

(1) 市有地の占有者

川口市在住 N 氏

(2) 隣接する土地・建物の所有者

東京都文京区在住 O 氏

2 事件の内容

相手方と市有地の売却を進めるため、複数回に渡り書面により連絡をしたが、令和 4 年 7 月以降一切の応答がないことから、調停手続により解決を図るものである。

3 申立ての要旨

相手方に対し、物件目録記載の市有地について、市が提案又は認める額での買取りを求めるもの。

物件目録

地番 川口市上青木 3 丁目 1 番 67

地目 宅地

地積 8.59 平方メートル（2.60 坪）

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 1 8 1 号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により議決を求める。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
南 平 第285-1号線	末広3丁目814番47地先	末広3丁目814番53地先		5.0	53.2

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

認 定 路 線 位 置 概 図



議案第 1 8 2 号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により議決を求める。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
鳩ヶ谷 第9030号線	大字辻字永堀873番1地先	大字辻字永堀874番2地先		1.8	25.9

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

廃止路線位置概図



議案第 183 号

令和 6 年度川口市一般会計及び各種特別会計決算認定について

令和 6 年度下記各会計決算を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和 6 年度川口市一般会計歳入歳出決算書

令和 6 年度川口市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

令和 6 年度川口市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書

令和 6 年度川口市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

令和 6 年度川口市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

令和 6 年度川口市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算書

令和 6 年度川口市立看護学校事業特別会計歳入歳出決算書

令和 6 年度川口駅西口地下公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算書

令和 6 年度川口駅東口地下公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算書

令和 6 年度川口市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算書

令和 6 年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 184 号

令和 6 年度川口市水道事業会計決算認定について

令和 6 年度川口市水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 29 号）第 30 条第 4 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 185 号

令和 6 年度川口市下水道事業会計決算認定について

令和 6 年度川口市下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 186 号

令和 6 年度川口市病院事業会計決算認定について

令和 6 年度川口市病院事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 29 号）第 30 条第 4 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 187 号

川口市教育委員会教育長の任命同意について

川口市教育委員会教育長に次の者を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により同意を求める。

記

井 上 清 之 66 歳 川口市在住

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

経 歴 書

氏 名 井 上 清 之

年 齢 66 歳

現 住 所 川口市在住

平成 21 年 4 月 川口市立安行中学校長

平成 24 年 4 月 川口市教育局学校教育部学務課主幹

平成 26 年 4 月 川口市教育局学校教育部次長兼学務課長

平成 28 年 10 月 川口市教育局学校教育部長

平成 30 年 4 月 川口市立高等学校長

令和 4 年 10 月 川口市教育委員会教育長

議案第 188 号

川口市教育委員会委員の任命同意について

川口市教育委員会委員に次の者を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

記

渡 辺 隆 志 68 歳 川口市在住

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

経 歴 書

氏 名 渡 辺 隆 志

年 齢 68 歳

現 住 所 川口市在住

令和 元年 6 月 一般社団法人川口歯科医師会会長

川口市地域保健審議会委員

令和 2 年 7 月 川口市国民保護協議会委員

令和 4 年 6 月 公益財団法人川口総合文化センター評議員

令和 7 年 7 月 一般社団法人川口歯科医師会監事

議案第 189 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

記

松 木 明 彦 67 歳 川口市在住

令和 7 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

経 歴 書

氏 名 松 木 明 彦

年 齢 67 歳

現 住 所 川口市在住

平成 28 年 4 月 川口市危機管理部長

令和 元年 6 月 公益社団法人川口市シルバー人材センター専務理事兼事務局
長

令和 3 年 6 月 社会福祉法人川口市社会福祉事業団評議員

令和 6 年 6 月 公益社団法人川口市シルバー人材センター理事長